

亀山市告示第218号

亀山市小規模事業者経営改善資金利子補給金交付要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

令和4年11月15日

亀山市長 櫻井 義之

亀山市小規模事業者経営改善資金利子補給金交付要綱の一部を改正する告示

亀山市小規模事業者経営改善資金利子補給金交付要綱（平成24年亀山市告示第102号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定の下線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の下線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
<p data-bbox="316 1025 411 1064">附 則</p> <p data-bbox="268 1093 785 1249">(令和2年3月17日以後における利子補給の対象資金、対象期間及び補給率の特例)</p> <p data-bbox="228 1279 785 1995">4 当分の間、令和2年3月17日以後に融資機関が行った貸付けによる資金のうち利子補給の対象となる資金は、第3条中「設備資金」とあるのは「設備資金及び運転資金」とし、第5条第1項中「支払った期間」とあるのは「支払った期間（新型コロナウイルス感染症（病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）で</p>	<p data-bbox="914 1025 1010 1064">附 則</p> <p data-bbox="866 1093 1383 1249">(令和2年3月17日以後における利子補給の対象資金、対象期間及び補給率の特例)</p> <p data-bbox="826 1279 1383 1995">4 当分の間、令和2年3月17日以後に融資機関が行った貸付けによる資金のうち利子補給の対象となる資金は、第3条中「設備資金」とあるのは「設備資金及び運転資金」とし、第5条第1項中「支払った期間」とあるのは「支払った期間（新型コロナウイルス感染症（病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）で</p>

ある感染症をいう。次項において同じ。)の影響に係る特例措置による利子補給を受けている期間を除く。)」とし、同条第2項中「の期間」とあるのは「の期間(新型コロナウイルス感染症の影響に係る特例措置による利子補給を受けている期間を除く。)」とし、第7条中「補給率を貸付資金の融資利率で除して得た割合を」とあるのは「前条の規定にかかわらず、」と、「に乗じて算出した額」とあるのは「に相当する額」とする。

ある感染症をいう。次項において同じ。)の影響に係る特例措置による利子補給を受けている期間を除く。)」とし、同条第2項中「の期間」とあるのは「の期間(新型コロナウイルス感染症の影響に係る特例措置による利子補給を受けている期間を除く。)」とし、第6条中「1パーセント」とあるのは「1.23パーセント」とする。

附 則

この告示は、公表の日から施行する。